

肝炎核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る診断書

フリガナ		性別	生年月日(年齢)	
患者氏名		男・女	明 昭 大 平	年 月 日 生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()			
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載 する。)	医療機関名 医師名	
検査所見	・前回申請時データが不明の場合には、前回申請時以降の確認できる範囲内でもっとも古いデータを記載してください。			
	1. B型肝炎ウイルス マーカー (1)HBs抗原 HBe抗原 HBe抗体 (2)HBV-DNA定量 ※ウイルス型	前回申請時データ (検査日:平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)	直近の認定・更新時以降のデータ (検査日:平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)	
	2. 血液検査 AST ALT 血小板数	(検査日:平成 年 月 日) ____ IU/1 ____ IU/1 ____ /μ1	(検査日:平成 年 月 日) ____ IU/1 ____ IU/1 ____ /μ1	
3. 画像診断及び肝 生検などの所見 (具体的に記載)	(検査日:平成 年 月 日) (所見)	(検査日:平成 年 月 日) (所見)		
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる) 3. 非代償性肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる)			
治療内容	該当番号を○で囲む。(併用の場合は複数選択) 1. バラクルード(エンテカビル水和物) 2. ゼフィックス(ラミブジン錠) 3. ヘプセラ(アデホビル ピボキシル錠) 4. テノゼット(テノホビル ジシプロキシルフマル酸塩錠) 5. ベムリディ(テノホビル アラフェナミドフマル酸塩錠) 6. その他(具体的に記載:)			
治療薬剤の変更	該当する方を○で囲む。 前回申請時からの治療薬剤の変更 1. あり 2. なし 1. ありに○の場合 変更前薬剤名() 変更日(平成 年 月 日)			
治療上の問題点				
上記のとおり、B型慢性肝炎疾患に対する核酸アナログ製剤治療の継続が必要であると認めます。 記載年月日 平成 年 月 日 医療機関名及び所在地 医師氏名 印				

(注)

- 直近の認定・更新時以降のデータは記載日前1年以内の検査日のデータに基づいて記載してください。
なお、複数存在する場合は、より直近のデータで記載してください。
- 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

認 定 基 準

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA 陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中のもの

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2.(2)に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかったものに限る。また、インターフェロンフリー治療に係る治療歴のないものとする。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

※3 上記に対する助成の申請にあたっては、直前の抗ウイルス治療として、インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合、原則として群馬県が開催する肝炎治療講習会等を受講した医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、他県の医療機関に籍を置く医師については、この限りではない。

①これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

②これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2.(1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、テラプレビルを含む3剤併用療法の治療歴のある者については、担当医によりシメプレビルを用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合、改めて助成の対象とすることができる。

※3 テラプレビルを含む3剤併用療法への助成については、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。)と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

※4 上記に対する助成の申請にあたっては、直前の抗ウイルス治療として、インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合、原則として群馬県が開催する肝炎治療講習会等を受講した医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、他県の医療機関に籍を置く医師については、この限りではない。

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療及びペグインターフェロン、リバビリン、プロテアーゼ阻害剤3剤併用療法に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、原則として日本肝臓学会肝臓専門医又は群馬県が適当と認める医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に勤務する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は群馬県が適当と認める医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。